

平成 26 年 11 月 26 日

## 「江戸硝子」を伝統的工芸品として指定しました

本日、経済産業省は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」）に定める伝統的工芸品として、東京都及び千葉県えどがらすの「江戸硝子」を新たに指定しましたのでお知らせします。

### 1. 伝統的工芸品の新規指定等について

東京都及び千葉県の「江戸硝子」の新規指定について、産業構造審議会において審議を行った結果、新規指定することについて了承され、本日、官報告示によって、経済産業大臣指定品目となりました（最近の審議状況は参考①を御参照ください）。これで伝統的工芸品は 219 品目、うち東京都は 14 品目、千葉県は 6 品目となります（指定品目一覧は参考②を御参照ください）。

### 2. 新規指定品目の概要

#### ○江戸硝子

江戸硝子は、明治初めに東京・品川の官営工場（品川硝子製造所）において導入された西洋式硝子製造技術により、東京を中心に産業として発展した工芸品。

主な製法は、次のとおり。

- ①「宙吹き」：吹き竿で自由に成形
- ②「型吹き」：金型に吹き込んで成形
- ③「押し型」：型で挟みプレス成形



### 3. 伝統的工芸品産業の振興に関する法律とは

伝統的工芸品産業の振興により、国民生活に豊かさと潤いを与えるとともに、伝統的技術・技法の伝承や地域の経済発展・雇用の創出に寄与することを目的とした法律です。同法律に基づいて指定※する伝統的工芸品は、同法律に基づく各種振興施策の対象となります(法律の抜粋は参考③を御参照ください)。

※ 5つの要件(①日用品であること、②手工的であること、③伝統的な(100年以上)技術・技法であること、④伝統的に使用された原材料であること、⑤一定の地域で産地形成がなされていること)を満たすことが必要です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局 伝統的工芸品産業室長 高橋

担当者：松村、太田

電話：03-3501-1511 (内線 3896~8)

03-3501-3544 (直通)

(参考①)最近の審議状況

開催日	議題
平成 13 年 6 月 14 日	①八女提灯
平成 14 年 1 月 29 日	①江戸切子、②萩焼、③薩摩焼
平成 15 年 3 月 4 日	①房州うちわ、②新潟漆器、 ③小代焼、④天草陶磁器、⑤肥後象がん
平成 15 年 9 月 3 日	①大谷焼、②奥会津編み組細工
平成 16 年 3 月 24 日	①川尻筆
平成 17 年 8 月 9 日	①羽越しな布
平成 18 年 12 月 27 日	①岩槻人形 ②江戸節句人形、③江戸木版画
平成 21 年 2 月 9 日	①越後三条打刃物、②岩谷堂筆筒(変更)
平成 22 年 12 月 8 日	①会津塗(変更)、②京石工芸品(変更)、 ③博多織(変更)
平成 24 年 5 月 21 日	①知花花織、②江戸切子(変更)
平成 25 年 2 月 7 日	①二風谷イタ、②二風谷アットウシ、③紀州へら竿
平成 25 年 11 月 29 日	①秩父銘仙、②越前筆筒、③山鹿灯籠、 ④岡崎石工品(変更)
平成 26 年 10 月 28 日	①江戸硝子

※注記のないものは新規指定

## (参考②)

伝統的工芸品指定品目一覧[都道府県別]			
平成26年11月26日時点			
地域	都道府県別	指定品目数	品目名
北海道	北海道	2	二風谷イタ 二風谷アットゥシ
東北	青森	1	津軽塗
	秋田	4	樺細工 川連漆器 大館曲げわっぱ 秋田杉桶樽
	山形	5(1)	山形錆物 置賜紬 山形仏壇 天童将棋駒 羽越しな布(*)
	岩手	4	南部鉄器 岩谷堂筆筒 秀衡塗 浄法寺塗
	宮城	3	宮城伝統こけし 雄勝硯 鳴子漆器
	福島	4	会津塗 大塚相馬焼 会津本郷焼 奥会津編み組細工
	計	21(1)	
関東	茨城	5(3)	笠間焼 真壁石燈籠 結城紬(*) 江戸切子(*) 江戸木版画(*)
	栃木	4(3)	益子焼 結城紬(*) 桐生織(*) 江戸和竿(*)
	群馬	2(2)	伊勢崎緋(*) 桐生織(*)
	埼玉	10(7)	春日部桐筆筒 岩槻人形 秩父銘仙 伊勢崎緋(*) 村山大島紬(*) 江戸木目込人形(*) 江戸和竿(*) 江戸からかみ(*) 江戸切子(*) 江戸節句人形(*) 江戸硝子(*)
	千葉	6(5)	房州うちわ 江戸和竿(*) 江戸からかみ(*) 江戸切子(*) 江戸木版画(*) 江戸硝子(*)
	東京	14(8)	村山大島紬(*) 東京染小紋 本場黄八丈 江戸木目込人形(*) 東京銀器 東京手描友禅 多摩織 江戸和竿(*) 江戸指物 江戸からかみ(*) 江戸切子(*) 江戸節句人形(*) 江戸木版画(*)
	神奈川	5(2)	鎌倉彫 箱根杵木細工 小田原漆器 江戸和竿(*) 江戸切子(*)
	新潟	16(1)	塩沢紬 小千谷紬 小千谷縮 村上木彫堆朱 本塩沢 加茂桐筆筒 新潟・白根仏壇 羽越しな布(*) 長岡仏壇 三条仏壇 燕鋳起銅器 十日町緋 十日町明石ちぢみ 越後与板打刃物 新潟漆器 越後三条打刃物
	長野	7	信州紬 木曾漆器 飯山仏壇 松本家具 内山紙 南木曾ろくろ細工 信州打刃物
	山梨	3	甲州水晶貴石細工 甲州印伝 甲州手彫印章
	静岡	3	駿河竹千筋細工 駿河雛具 駿河雛人形
		計	55(1)
中部	富山	6(1)	高岡銅器 井波彫刻 高岡漆器 越中和紙 庄川挽物木地(材料) 金沢箔(材料)(*)
	石川	10(1)	加賀友禅 九谷焼 輪島塗 山中漆器 金沢仏壇 七尾仏壇 金沢漆器 牛首紬 加賀織 金沢箔(材料)(*)
	岐阜	5	飛騨春慶 一位一刀彫 美濃焼 美濃和紙 岐阜提灯
	愛知	12	有松・鳴海絞 常滑焼 名古屋仏壇 三河仏壇 豊橋筆 赤津焼 岡崎工品 名古屋桐筆筒 名古屋友禅 名古屋黒紋付染 尾張七宝 瀬戸染付焼
	三重	5	伊賀くみひも 四日市萬古焼 鈴鹿墨 伊賀焼 伊勢形紙(用具)
	計	37	
近畿	福井	8(1)	越前漆器 越前和紙 若狹めのう細工 若狹塗 越前打刃物 越前焼 越前筆筒 大阪唐木指物(*)
	滋賀	3	彦根仏壇 信楽焼 近江上布
	京都	17	西陣織 京鹿の子絞 京仏壇 京仏具 京漆器 京友禅 京小紋 京指物 京織 京くみひも 京焼・清水焼 京扇子 京うちわ 京黒紋付染 京石工芸品 京人形 京表具
	大阪	7(1)	大阪欄間 堺打刃物 大阪仏壇 大阪浪華錫器 大阪泉州桐筆筒 大阪金剛簾 大阪唐木指物(*)
	兵庫	7(1)	播州そろばん 丹波立杭焼 出石焼 播州毛鉤 豊岡杞柳細工 播州三木打刃物 大阪唐木指物(*)
	奈良	3(1)	高山茶釜 奈良筆 大阪唐木指物(*)
	和歌山	4(1)	紀州漆器 紀州草笥 紀州へら竿 大阪唐木指物(*)
	計	45	
中国	鳥取	3(1)	因州和紙 弓浜緋 出雲石燈ろう(*)
	島根	4(1)	出雲石燈ろう(*) 雲州そろばん 石州和紙 石見焼
	岡山	2	勝山竹細工 備前焼
	広島	5	熊野筆 広島仏壇 宮島細工 福山琴 川尻筆
	山口	3	赤間硯 大内塗 萩焼
		計	16
四国	徳島	3	阿波和紙 阿波正藍しじら織 大谷焼
	香川	2	香川漆器 丸亀うちわ
	愛媛	2	砥部焼 大洲和紙
	高知	2	土佐和紙 土佐打刃物
	計	9	
九州	福岡	7(1)	小石原焼 博多人形 博多織(*) 久留米緋 八女福島仏壇 上野焼 八女提灯
	佐賀	3(1)	伊万里・有田焼 唐津焼 博多織(*)
	長崎	2	三川内焼 波佐見焼
	熊本	4	小代焼 天草陶磁器 肥後象がん 山鹿灯籠
	大分	2(1)	別府竹細工 博多織(*)
	宮崎	2(1)	本場大島紬(*) 都城大弓
	鹿児島	3(1)	本場大島紬(*) 川辺仏壇 薩摩焼
	計	20	
沖縄	沖縄	14	久米島紬 宮古上布 読谷山花織 読谷山ミンサー 壺屋焼 琉球緋 首里織 琉球びんがた 琉球漆器 与那国織 喜如嘉の芭蕉布 八重山ミンサー 八重山上布 知花花織
合計		219	

(注)指定品目数の( )内の数字は、指定が他の都府県と重複する内数をあらわしており、重複品目は(\*)で表記。

(参考③)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和 49 年法律第 57 号)抄

(伝統的工芸品の指定等)

第 2 条 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (2) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- (5) 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

2 前項の規定による伝統的工芸品の指定は、当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて、行うものとする。